



2020年7月6日

伊賀市議会議長 近森 正利 様

伊賀市議会議員 宮崎 栄樹



文書質問書

伊賀市議会基本条例第9条3号の規定に基づき、下記のとおり文書による質問を提出いたします。

(仮称) ウインドパーク布引北風力発電事業について

伊賀市地内にて株式会社シーテック（以下、「事業者」という）により「(仮称) ウインドパーク布引北風力発電事業」（以下、「当該事業」という）が計画されている。事業者は環境影響評価法に基づく手続きを進めており、6月12日には環境影響評価準備書を公表するとともに、縦覧及び意見募集を開始したところである。今後の環境影響評価の流れとして、三重県知事に対し、伊賀市長の意見を提出する手続きがあるが、伊賀市長がどのような意見を提出するか、社会から注目されているところである。

当該事業については、柘植、西柘植、壬生野の各まちづくり協議会の連名で「霊山からの景観と自然環境を損ね、防災面に不安のある風力発電事業の見直しを求める要望書」が提出されている他、立地地域在住の子育て世代等からは、「事業計画を知らなかった。これ以上建てて欲しくない」、「風車が立てば、転居せざるを得ない」等と、自然環境・景観への影響や騒音・超低周波音による生活への影響を懸念し、悲痛な声が上がっている。当該事業は、土地の賃料収入等により地域社会に貢献しているようにみえるが、中長期的には、前述した地域の要望や声があるように、地域社会の持続的発展の阻害要因になるものと考えられる。従って、当該事業を是とすることは、伊賀市自治基本条例（基本理念）第3条第2項「自然との共生を図り、各地域が有する様々な資源を有効に活用するなど次世代に引き継いでいく

ことができる持続発展可能な循環型の共生地域を形成する」に反するものであると考えられる。

また、事業者の企業理念は、「社会貢献と自己実現」であるが、当該事業は、伊賀市の地域社会においては、“貢献”されるものとは考えにくいことも付記する。

以上を踏まえ、次の事項について質問する。

一 市長はこれまで当該事業を容認する姿勢であったが、今もその姿勢に変わりはないか、見解を示されたい。

二 立地地域在住の子育て世代等から、「事業計画を知らなかった。これ以上建てて欲しくない」、「風車が立てば、転居せざるを得ない」等と悲痛な声があることについて、市長の見解を示されたい。

三 当該事業は、中長期的には、地域社会の持続的発展の阻害要因になり、“社会貢献”となる事業ではないと考えるが、市長の見解を示されたい。